

# 会員に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第3章第6条乃至第12条の規定に基づき、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台(以下「当法人」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

## (正会員)

第2条 当法人の目的に賛同し、当法人の活動及び事業を推進する個人は、理事長の承認を得て正会員となることができる。

## (賛助会員)

第3条 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を援助する個人及び団体は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

## (入会手続)

第4条 前各条の会員(以下単に「会員」という。)になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

## (会費及び入会金)

第5条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 入会金の納入は要しない。

3 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 普通会员 1口 5,000円

(2) 賛助会員 1口 3,000円

## (会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 当法人が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加できる。

(2) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、当法人が常設する専門委員会若しくは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。

## (除名)

第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事長の決裁により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき

2 前項のうち(1)の事由に該当するときは、当該会員には弁明の機会を与えるものとする。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知を当法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(理事会への報告)

第9条 理事長は新たに会員となった者及び除名並びに退会した者について、その属性及び入会の承認又は退会若しくは除名した理由を理事会に報告するものとする。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年5月20日から施行する。(令和2年5月20日理事会議決)